

令和5年度 大阪府「建設業法」研修会

◆目的◆

令和5年度において、国土交通省と都道府県では、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」と定め、建設業取引の適正化を図るため、法令遵守に関する活動を行っています。

大阪府では、この期間の活動として、建設業者が自覚と責任をもち、義務付けられている行政庁への届出や建設工事の請負契約の締結及び施工等を適正に行っていただくなど、建設業法令遵守の推進を図ることを目的として標記の研修会を開催します

1. 開催日時

A 令和5年11月21日(火) 13:30～17:00 受付時間 13:00から

B 令和5年11月24日(金) 13:30～17:00 受付時間 13:00から

※同じ研修内容となりますので、希望するいずれかにお申込みください。

2. 場 所

大阪府咲洲庁舎2階「咲洲ホール」(大阪市住之江区南港北1-14-16)

3. 研修内容(変更の可能性あり)

・「建設業法等の概説」

(国土交通省近畿地方整備局建政部建設産業第一課)

・「建設業許可の要件及び届出事項について」

(大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課)

・「建設業法令遵守について」

(大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課)

・「建設業工事における労働災害防止の重点施策について」

(大阪労働局労働基準部安全課)

・「建設工事に伴う廃棄物処理の元請責任について」

(大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課)

・「建設キャリアアップシステムの活用について」

(一般財団法人建設業振興基金)

・「建設リサイクル法に基づく届出について」

(大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課)

4. 対 象 者

府内の建設業許可業者、府内で建設業を営む者及び建設業許可等申請に係る業務を行う行政書士

5. 申込方法

受講を希望される場合は、別紙「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールにより、**令和5年11月14日(火)まで**に下記あてにご連絡ください。ただし、定員(各日100人)になり次第、応募の受付を終了させていただきますので、お早めにお申し込みください。**参加不可の場合のみメール又は電話にてご連絡させていただきます。**(※研修会当日は、「受講申込書」の写しを受付に提出してください。)

なお、受講料は無料です。

6. お問い合わせ先

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課 建設指導グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)1階

TEL 06-6210-9736/FAX 06-6210-9731 E-mail kensetsushido@gbox.pref.osaka.lg.jp

令和5年度大阪府「建設業法研修会」 会場案内図

★ 大阪府咲洲庁舎 2階 咲洲ホール (大阪市住之江区南港北一丁目14番16号)



★ 会場<大阪府咲洲庁舎>への交通案内

- ・地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車(南東へ徒歩約8分)
- ・ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車(ATCビル直結(徒歩約7分))

※大阪府では、周辺の交通渋滞の緩和や自動車排気ガスによる環境問題を踏まえ、公共交通機関のご利用をお願いしています。支障のない範囲で公共交通機関のご利用にご協力ください。

★ 問合せ先：大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課 TEL06-6210-9736